



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 0 6 号

平成26年(2014年)8月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○平成26年9月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場 所について ( " ) 3
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	● 監査公表
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○監査公表(第16号・第17号) (監査事務局) 4
● 選挙管理委員会告示		● 農業委員会告示
○平成26年9月2日に選挙人名簿に登録する者 の氏名等を記載した書面の縦覧の場所につい て (選挙管理委員会)	3	○平成26年第8回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 7

## 告 示

### ●金沢市告示第257号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年8月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場

金沢市営武蔵自転車駐車場  
 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場  
 金沢市営此花町自転車駐車場  
 金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数  
 自転車 140台  
 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
 平成26年7月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所  
 金沢市此花町3番2号  
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所  
 日時 平成26年8月21日から同年11月20日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第258号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年8月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	7台	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	1台	
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	3台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	3台	
片町地区自転車等放置禁止区域	7台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	3台	
森本駅前自転車等放置禁止区域	2台	
木ノ新保町地内	1台	
長町1丁目地内	1台	
増泉2丁目地内	5台	
金石北2丁目地内	1台	
木倉町地内	7台	1台
大額3丁目地内	5台	
百坂町地内	1台	
千木町地内	6台	
弥勒町地内	1台	
打木町地内	1台	
長坂3丁目地内	1台	

安江町地内	自 転 車	1 台
袋島町地内	自 転 車	1 台
千日町地内	自 転 車	1 台
小将町地内	自 転 車	1 台
入江3丁目地内	自 転 車	1 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	3 台
東山1丁目地内	自 転 車	1 台
神野町2丁目地内	自 転 車	1 台
新保本2丁目地内	自 転 車	1 台
金石本町地内	自 転 車	2 台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成26年7月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成26年8月21日から平成27年2月20日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第63号

平成26年9月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年8月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成26年9月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

### ●金沢市選挙管理委員会告示第64号

平成26年9月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年8月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成26年9月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

## 監 査 公 表

## ●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成26年8月21日

金沢市監査委員 西 村 賢 了  
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄  
 金沢市監査委員 福 田 太 郎  
 金沢市監査委員 新 村 誠 一

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象箇所

番号	課 名	監査対象箇所	番号	課 名	監査対象箇所
1	文化政策課	泉鏡花記念館	28	教 育 総 務 課 学 校 指 導 課	大徳小学校
2	”	金沢湯涌夢二館	29	”	戸板小学校
3	”	金沢ふるさと偉人館	30	”	押野小学校
4	”	前田土佐守家資料館	31	”	富樫小学校
5	人 権 女 性 政 策 推 進 課	女性センター	32	”	額小学校
6	市 民 課	犀川市民センター	33	”	犀川小学校
7	”	額市民センター	34	”	田上小学校
8	”	押野市民センター	35	教 育 総 務 課	東部共同調理場
9	”	駅西市民センター	36	教 育 総 務 課 学 校 指 導 課	不動寺小学校
10	”	本町市民センター	37	”	杜の里小学校
11	市 民 課 生 活 衛 生 室	東斎場	38	”	泉中学校
12	市民スポーツ課	総合体育館	39	”	野田中学校
13	”	総合プール	40	”	城南中学校
14	福 祉 総 務 課	松ヶ枝福祉館	41	”	紫錦台中学校
15	こども福祉課	宮野保育所	42	”	兼六中学校
16	”	光が丘保育所	43	”	高岡中学校
17	”	大桑保育所	44	”	医王山小学校
18	健 康 総 務 課	駅西福祉健康センター	45	”	医王山中学校
19	環 境 政 策 課	戸室新保埋立場	46	生 涯 学 習 課	中央公民館長町館
20	環 境 政 策 課 リサイクル推進課	戸室リサイクルプラザ	47	生 涯 学 習 課 総 務 課	長土塀交流館

21	緑と花の課 市民スポーツ課	鳴和台市民体育会館	48	生涯学習課	キゴ山ふれあいの里
22	教育総務課 学校指導課	菊川町小学校	49	〃	キゴ山少年自然の家
23	〃	味噌蔵町小学校	50	〃	キゴ山天体観察センター
24	〃	長田町小学校	51	消防総務課 中央消防署	味噌蔵出張所
25	〃	明成小学校	52	消防総務課	駅西消防署
26	〃	鞍月小学校	53	〃	金石消防署
27	教育総務課	鞍月共同調理場			

## 2 監査の期間

平成26年4月17日から同年8月8日まで

## 3 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、福田太郎、新村誠一

## 4 監査の範囲

平成25年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた平成26年度及び平成24年度以前の事務を含む。）

## 5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

## 6 監査の方法

財産の管理等の事務が法令等に従って適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

## 第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき指摘事項等には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

## ●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年8月21日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

## 1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年7月30日
- (2) 措置を講じた部局等 環境局環境政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日（平成26年監査公表第11号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・事業者用太陽光パネル設置費 意 見 事業者用太陽光パネル設置費補助については、固定価格買取制度の導入に伴い、制度の必要性について検討する必要がある。</p> <p>・木質ペレットストーブ購入補助 意 見 ペレットストーブの設置費補助を行う際には、合わせて環境省のガイドラインについて情報提供する必要がある。</p> <p>・電気自動車充電設備設置費補助 意 見 電気自動車充電設備設置費補助については、国やメーカーの支援制度を踏まえ、補助制度の廃止・縮小を検討する必要がある。</p>	<p>事業者の太陽光パネル設置については、本市補助制度を利用することなく、固定価格買取制度を活用した設置が増えている。このため、平成26年度から補助制度を廃止した。</p> <p>環境省がガイドラインで熱効率70%以上のペレットストーブを推奨していることを補助制度の案内ちらしやホームページに記載するとともに、事業者向け説明会においても情報提供を行った。</p> <p>電気自動車充電設備については、国やメーカーの支援制度により設置者の負担なく設置が可能となったため、平成26年度から補助制度を廃止した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日      平成26年7月30日
- (2) 措置を講じた部局等          福祉局介護保険課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・徴収努力について 意 見 介護保険料の滞納繰越額の収納率は、10数パーセントにとどまっていることから、より実効性のある徴収努力を行うべきである。</p> <p>・不納欠損について 意 見 介護保険料の滞納整理にあたっては、滞納者の状況について、より詳細に調査するとともに、実態を把握・分析した上で、その結果に応じた保険料徴収業務のあり方を今一度整理する必要がある。</p> <p>・時効中断の手続について 意 見 介護保険料を支払う資力があるにもかかわらず、滞納者が督促にも債務承認にも応じない場合には、強制執行</p>	<p>平成26年度から滞納繰越分保険料の納付書の発送回数を増やすほか、保険料を滞納することによって介護サービス利用時に不利になることをわかりやすくお知らせしたり、悪質な滞納者に関しては強制執行による債権の回収を実施するなど、滞納繰越分の徴収事務を強化することとした。</p> <p>平成25年度から、訪問や電話による面談を通じて詳細な実態調査や情報の蓄積を開始し滞納者の実態分析を行うとともに、分析結果をもとに滞納整理方針を策定し、保険料徴収業務についての整理を行った。</p> <p>平成25年度は1件の差押えを実施するなど、悪質な滞納者に関しては強制執行による債権の回収を実施するこ</p>

<p>により債権の回収を図ることも検討すべきである。</p> <p>・滞納債権に対する入金額の充当について</p> <p>意 見</p> <p>介護保険料の滞納繰越のある者への納付書の作成に際しては、滞納繰越分から先に支払われるような納付書の発行手続を検討すべきである。</p>	<p>ととした。</p> <p>不納欠損額が増加した場合、介護保険財政が破綻するおそれがあることから、保険料の滞納繰越分の支払が、現年度分より後回しとならないように、平成26年度から滞納繰越分保険料の納付書発送回数を2回から4回に増やした。また、保険料の滞納が続き不納欠損となると介護サービス利用時に不利になることを啓発するなど、滞納繰越分の徴収事務を強化することとした。</p>
---	--

### 農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成26年第8回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年8月21日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

- 1 日時  
平成26年8月26日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会第4委員会室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (5) 非農地証明願について
  - (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
  - (7) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
  - (8) 金沢市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に関する意見決定について

◎正 誤

○平成26年4月1日付け金沢市公報第2792号の2

頁	箇所	誤	正
12	下から17行目	山尾 龍司	疋島 隆弘

頁	箇所
12	下から13行目及び14行目

誤

アル・プラザ金沢  
支配人 北川 嘉嗣

金沢市諸江町30番1号

正

株式会社 平和堂  
代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町31番地

平成26年(2014年)8月21日 印刷  
平成26年(2014年)8月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄